

性犯罪関係基礎資料

平成14年9月2日
内閣府男女共同参画局

目次

1. 警察庁犯罪統計

強姦件数等 ----- 1

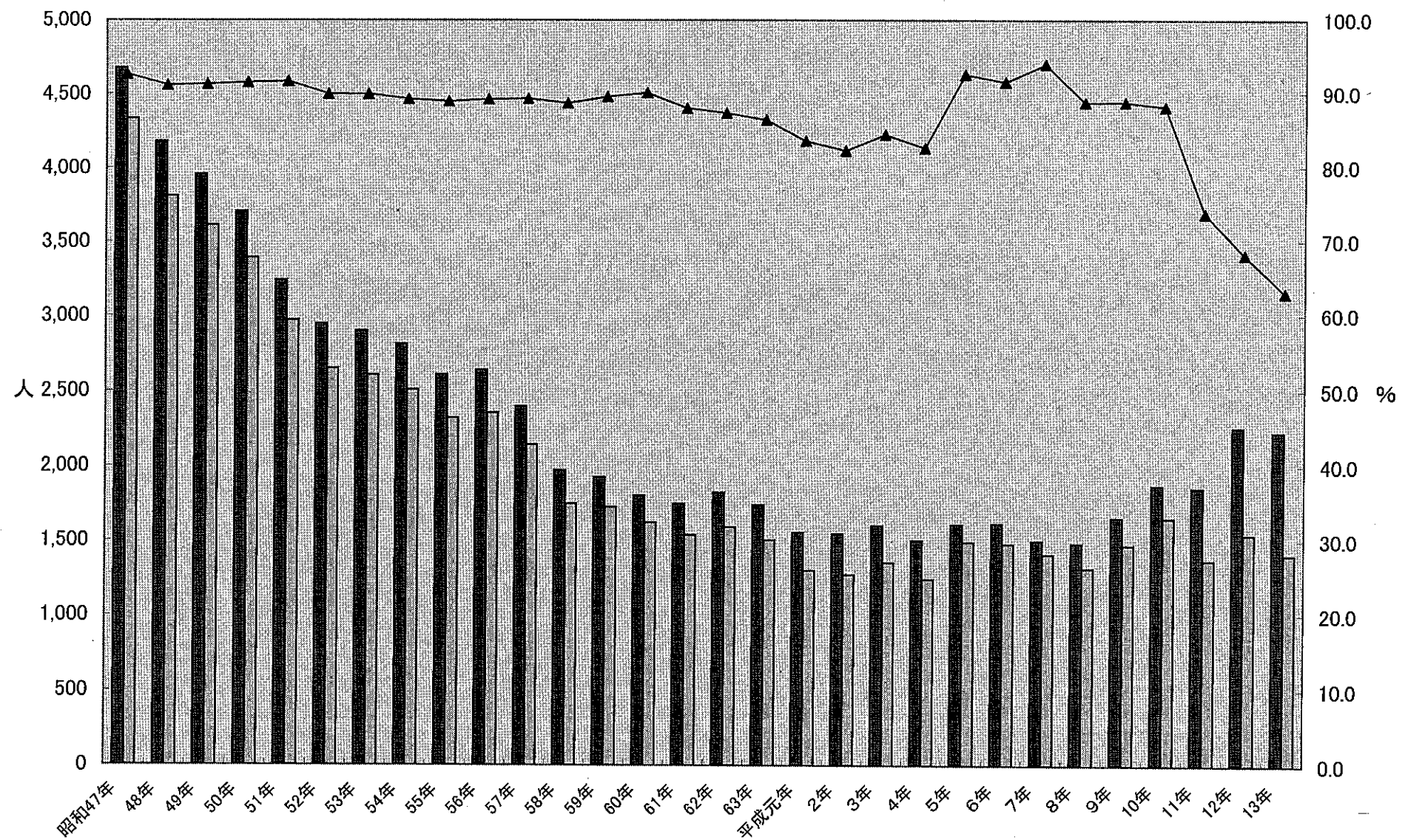
強制わいせつ件数等 ----- 3

2. 関係規定

刑法（抄） ----- 5

刑事訴訟法（抄） ----- 6

強姦



■ 認知件数 ▨ 検挙件数 ▲ 検挙率

(警察庁資料を基に内閣府で作成)

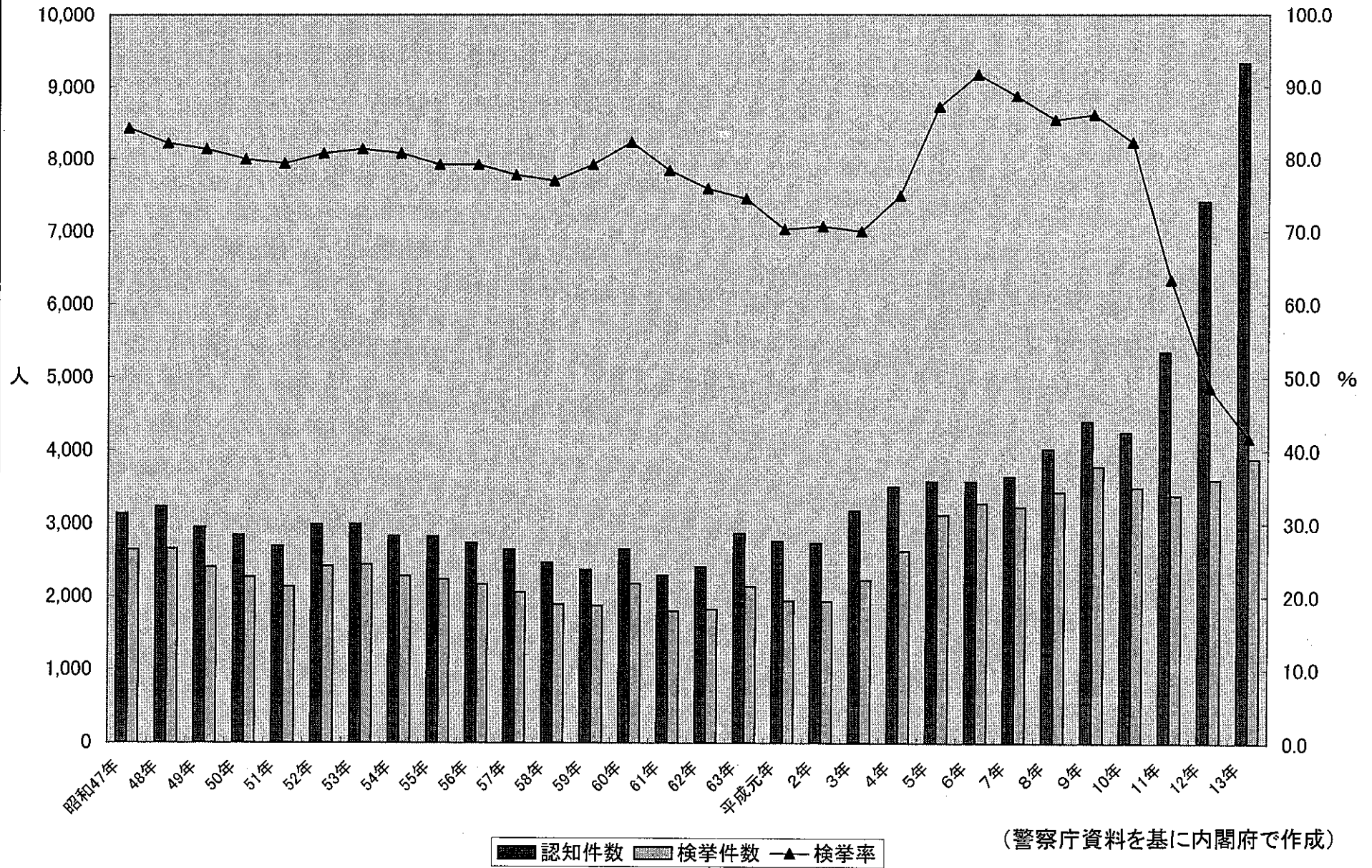
強 姦

年次	認知件数	指数 平4 = 100	検挙件数	検挙人員	検挙率	犯罪率 10万人 当たり
昭和47年	4,677	311	4,334	5,464	92.7	4.4
48年	4,179	278	3,811	4,786	91.2	3.8
49年	3,956	263	3,612	4,485	91.3	3.6
50年	3,704	246	3,391	4,052	91.5	3.3
51年	3,239	215	2,970	3,394	91.7	2.9
52年	2,945	196	2,650	3,046	90.0	2.6
53年	2,897	193	2,606	2,876	90.0	2.5
54年	2,810	187	2,509	2,757	89.3	2.4
55年	2,610	174	2,322	2,667	89.0	2.2
56年	2,638	175	2,355	2,657	89.3	2.2
57年	2,399	160	2,144	2,420	89.4	2.0
58年	1,970	131	1,748	1,972	88.7	1.6
59年	1,926	128	1,726	1,907	89.6	1.6
60年	1,802	120	1,624	1,809	90.1	1.5
61年	1,750	116	1,541	1,577	88.1	1.4
62年	1,823	121	1,593	1,608	87.4	1.5
63年	1,741	116	1,505	1,480	86.4	1.4
平成元年	1,556	103	1,301	1,329	83.6	1.3
2年	1,548	103	1,274	1,289	82.3	1.3
3年	1,603	107	1,354	1,275	84.5	1.3
4年	1,504	100	1,243	1,188	82.6	1.2
5年	1,611	107	1,492	1,162	92.6	1.3
6年	1,616	107	1,480	1,161	91.6	1.3
7年	1,500	100	1,410	1,160	94.0	1.2
8年	1,483	99	1,317	1,117	88.8	1.2
9年	1,657	110	1,472	1,448	88.8	1.3
10年	1,873	125	1,652	1,512	88.2	1.5
11年	1,857	123	1,369	1,392	73.7	1.5
12年	2,260	150	1,540	1,486	68.1	1.8
13年	2,228	148	1,404	1,277	63.0	1.8

注 犯罪率とは、人口10万人当たりの犯罪認知件数をいう。犯罪率算出に用いた人口は、各年10月1日現在の推計人口（総務庁統計局）又は国勢調査人口である。

（警察庁ホームページより）

強制わいせつ



強 制 わ い せ つ

年 次	認知件数	指 数 平 4 = 100	検挙件数	検挙人員	検 挙 率	犯 罪 率 10万人 当たり
昭和47年	3,139	90	2,646	1,915	84.3	2.9
48年	3,233	92	2,659	1,816	82.2	3.0
49年	2,954	84	2,405	1,629	81.4	2.7
50年	2,841	81	2,272	1,570	80.0	2.5
51年	2,694	77	2,139	1,465	79.4	2.4
52年	2,992	85	2,417	1,540	80.8	2.6
53年	2,994	85	2,436	1,482	81.4	2.6
54年	2,829	81	2,286	1,469	80.8	2.4
55年	2,825	81	2,236	1,420	79.2	2.4
56年	2,735	78	2,167	1,378	79.2	2.3
57年	2,645	75	2,057	1,328	77.8	2.2
58年	2,464	70	1,897	1,243	77.0	2.1
59年	2,369	68	1,877	1,176	79.2	2.0
60年	2,645	75	2,177	1,334	82.3	2.2
61年	2,291	65	1,796	1,105	78.4	1.9
62年	2,404	69	1,824	1,046	75.9	2.0
63年	2,867	82	2,135	1,174	74.5	2.3
平成元年	2,759	79	1,939	1,097	70.3	2.2
2年	2,730	78	1,929	1,143	70.7	2.2
3年	3,176	91	2,224	1,116	70.0	2.6
4年	3,505	100	2,624	1,288	74.9	2.8
5年	3,581	102	3,123	1,344	87.2	2.9
6年	3,580	102	3,282	1,412	91.7	2.9
7年	3,644	104	3,232	1,464	88.7	2.9
8年	4,025	115	3,438	1,675	85.4	3.2
9年	4,398	125	3,786	1,854	86.1	3.5
10年	4,251	121	3,498	1,890	82.3	3.4
11年	5,346	153	3,388	1,926	63.4	4.2
12年	7,412	211	3,602	2,286	48.6	5.8
13年	9,326	266	3,887	2,236	41.7	7.3

注 犯罪率とは、人口10万人当たりの犯罪認知件数をいう。犯罪率算出に用いた人口は、各年10月1日現在の推計人口（総務庁統計局）又は国勢調査人口である。

（警察庁ホームページより）

刑法（明治40年法律第45号）抄

（強制わいせつ）

第176条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

（未遂罪）

第179条 前三条の罪の未遂は、罰する。

（親告罪）

第180条 第176条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第176条から前条までの罪については、適用しない。

（強制わいせつ等致死傷）

第181条 第176条から第179条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

（強盗強姦及び同致死）

第241条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）抄

第157条の2 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第157条の3 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第1項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

2 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第157条の4 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第176条から第178八条まで、第181条、第225条（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第227条第1項（第225条の罪を犯した

者を幫助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項(わいせつの目的に係る部分に限る。)若しくは第241条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第九号に係る同法第60条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第4条から第8条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体(映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。)に記録することができる。

3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第235条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これを行うことができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

一 刑法第176条から第178条まで、第225条若しくは第227条第1項(第225条の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴

二 刑法第232条第2項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第230条又は第231条の罪につきその使節が行う告訴

2 刑法第229条但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

性犯罪に関する議論のポイント

- 犯罪の処罰について
 - 加害者の厳正な処罰に向けた取組
 - 刑事手続における被害者への配慮

- 性犯罪の予防について
 - 女性
 - 男性
 - 社会

- 刑事手続終了後の被害者のケアについて

- 性犯罪の範囲について
 - 性犯罪として議論すべき新たな形態の行為はあるか。
 - 強姦、強制わいせつのほか、どの範囲までを対象とするか。